明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（最高裁五）　一

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務一五四）　二

〔告　示〕
○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（総務四九七）　二
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件（同四九八）　三
○市町の境界変更の件（同四九九）　三
○除籍が滅失した件
（法務五三八～五四〇）　三
○除籍の一部が滅失した件（同五四一）　四
○日本国に帰化を許可する件
（同五四二）　四
○平成二十四年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産二三〇七）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同二三〇八）　四
○保安林の指定をする件
（同二三〇九～二三一二）　四
○保安林の指定を解除する件
（同二三一三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同二三一四）　五
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（国土交通一二四九）　五
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同一二五〇）　六
○直轄砂防工事を施行する件
（同一二五一）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（同一二五二～一二五四）　六
○航路標識に関する件
（海上保安庁二六一～二六六）　七

〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、証票無効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、復権、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
平成二十二年度国家公務員共済組合連合会職員共済組合の決算関係　二九
会社その他
日本工業規格（国土交通省）　三〇
産　業

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

最高裁判所

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（家事審判規則の一部改正）

第一条　家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項第一号を次のように改める。

一　親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判

第二十一条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　未成年後見人又は未成年後見監督人を選任する審判

第二十一条の二第一項に次の一号を加える。

五　数人の未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判

第二十一条の三第一項第一号中「表示」の下に「（法人である事件本人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）」を加える。

第二十一条の四第一項第二号中「第八百四十条」を「第八百四十条第一項及び第二項」に、「及び」を「）並びに」に改め、同項第三号中「審判」の下に「（民法第八百五十七条の二第二項から第四項まで（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）の規定による数人の未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判を除く。）」を加える。

第五十二条第一項中「取消」を「取消し」に、「その他」を「その他の」に改める。

第五十二条の二中「指定その他」を「指定その他の」に改める。

第五十三条中「指定その他」を「指定その他の」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第五十四条、第五十五条及び第六十一条中「その他」を「その他の」に改める。